

教 育 委 員 会 臨 時 会 議 事 日 程

平成 31 年 1 月 21 日 (月) 午前 10 時 00 分

1 会議録の承認

2 一般報告・その他報告事項

平成 31 年「成人の日」を祝うつどいについて
学校保健優秀学校の取組について
いじめ防止対策推進法第 28 条第 1 項にかかる重大事態の対処について

3 審議案件

- | | |
|------------|--|
| 教委第 57 号議案 | 平成 31 年度歳入歳出予算案に関する意見の申出について |
| 教委第 58 号議案 | 平成 30 年度歳入歳出予算案（2 月補正）に関する意見の申出について |
| 教委第 59 号議案 | 平成 30 年度横浜市教育委員会表彰に係る被表彰者の決定について |
| 教委第 60 号議案 | 平成 30 年度横浜優秀教員表彰に係る被表彰者の決定について |
| 教委第 61 号議案 | 横浜市一般職職員の勤務時間に関する条例及び横浜市教育委員会の教育長の勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正に関する意見の申出について |
| 教委第 62 号議案 | 横浜市職員定数条例の一部改正に関する意見の申出について |
| 教委第 63 号議案 | 職員の人事について |

4 その他

平成31年1月21日

教育委員会臨時会 一般報告

1 市会関係

2 市教委関係

(1) 主な会議等

○1/17 第62回横浜市学校保健大会

(2) 報告事項

○平成31年「成人の日」を祝うつどいについて

○学校保健優秀学校の取組について

○いじめ防止対策推進法第28条第1項にかかる重大事態の対処について

3 その他

平成 31 年「成人の日」を祝うつどいについて（結果報告）

1 式典概要

(1) 開催日時

平成 31 年 1 月 14 日（月・祝）

【第 1 回】 10:30~11:32 [青葉、旭、神奈川、港北、都筑、西、保土ヶ谷、綾]

【第 2 回】 14:30~15:17 [泉、磯子、金沢、港南、栄、瀬谷、鶴見、戸塚、中、南]

(2) 場 所

横浜アリーナ

(3) 内 容

国歌斉唱、市長あいさつ、市会議長祝辞、登壇者・来賓紹介、新成人の誓い、
実行委員会活動紹介、ゲストから新成人へのメッセージ、市歌斉唱

(4) テーマ

「開国」

成人という節目を迎えて「新しい世界」に向かうことになる新成人が、その新たな世界の扉を開く=開国する、という意味を込めて選びました

（「2019 記念冊子」表紙より抜粋）

(5) ゲスト

中山 和美さん（女子車いす陸上(T53)選手）

2 対象者数及び参加者数

対象：平成 10(1998) 年 4 月 2 日から平成 11(1999) 年 4 月 1 日までの出生者で、市内に住民登録をされている方

	対象者数	参加者数	参加率
今回 (H31. 1.)	37, 643 人 (午前 19, 035 人、午後 18, 608 人)	25, 258 人 (午前 12, 957 人、午後 12, 301 人)	67. 1 %
前回 (H30. 1.)	36, 995 人 (午前 18, 942 人、午後 18, 053 人)	23, 640 人 (午前 12, 304 人、午後 11, 336 人)	63. 9 %

【参考】 参加率の推移

	H25. 1	H26. 1	H27. 1	H28. 1	H29. 1
参加率	58. 5%	65. 9%	69. 8%	65. 8%	66. 4%

3 第 1 回の式典中断について

10 時 43 分頃、新成人が壇上への侵入を図ったことを皮切りに、約 20 人の新成人と市職員、警備員が衝突し、市長あいさつ後の 10 時 47 分頃から 11 時 02 分頃の約 15 分間式典が中断しました。

市職員等の奮闘により、壇上への新成人の侵入は防ぐことができましたが、警備員が負傷しました。

なお、現在のところ、式典に参加した新成人から負傷したとの報告はありません。

学校保健優秀学校の取組について

平成 31 年 1 月 17 日の第 62 回横浜市学校保健大会において、「保健管理」「保健教育」「保健組織活動」の分野で他校の模範となる成果を挙げている学校を学校保健優秀学校として表彰いたしました。今年度受賞した 3 校について、取組を紹介いたします。

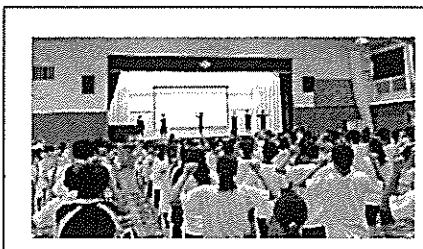
○ 鴨志田中学校（青葉区）

小中連携の学校保健委員会を軸にした組織活動を展開しています。

学校保健委員会や集会などにおいて、身近なところから健康を見つめる取組を、学校に配付されているタブレットなどの ICT 機器を活用し、効果的に発信しています。学校保健大会で行われた学校紹介では、動画による生徒主体の学校保健活動の様子を紹介しました。

生徒保健委員会の取組は学校全体に広がり、様々な取組が定着しています。取組例としては、曲をつけて作成した姿勢体操を、その日の体操のポイントを決めた姿勢カレンダーにより、各クラスで毎朝実施しています。睡眠や朝食の重要性を知らせるために、生徒がドラマ風の動画を制作し、校内や中学校ブロックの小学校にむけて発信しています。朝食コンテストや「鴨中お弁当コレクション」など興味を引く食育の活動は、PTA と連携して進めています。LGBT 研修や救急救命講習など、専門家講師による講演会や職員研修も計画的に進めています。

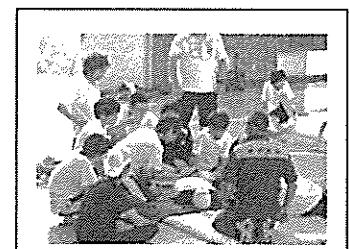
学校全体で、生徒一人一人の自己有用感につながる活躍の場面が数多く設定されており、その結果、生徒は自分に自信をもって活動しています。



体育館での姿勢体操



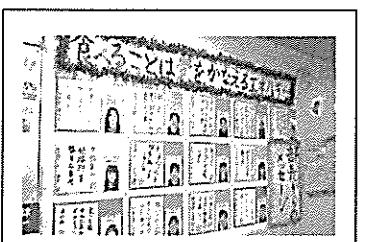
クラスにおける姿勢体操



救命救急講習

を進めています。食育は、中学校ブロック内の小学校の栄養士が来校し、講話や指導をしていただいている。歯科では、学校歯科医の協力のもと、生徒主体でよい歯の表彰式を行い、意識の向上を図っています。

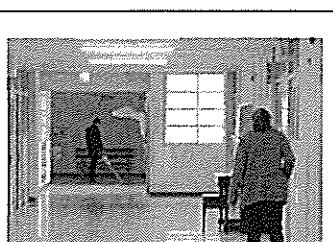
また、「横浜一きれいな学校」を目指し、生徒と共に教職員が一丸となって環境整備を進めています。校内の隅々まで清掃が行き届いており、清潔な学校が維持されています。校内の清潔感は、生徒の心の安定につながり、生徒指導面への効果もあります。



食について、部活動の
部長からのメッセージ



食育講座



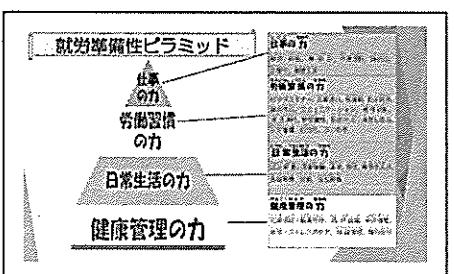
校内美化活動

○ ニツ橋高等特別支援学校（瀬谷区）

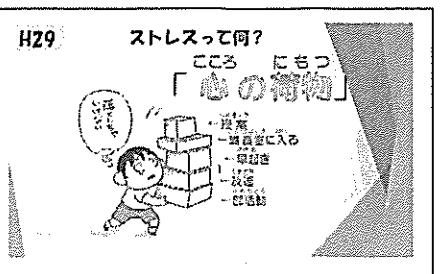
軽度知的障害等の生徒が、職業教育を中心とした高等部教育を通して、卒業後の企業就労による社会参加や自立をめざしている学校です。学校保健も「自立」や「就労準備性ピラミッド」を意識して進められており、生徒の課題や特性に応じた学校保健活動が展開されています。

学校保健委員会「ストレスマネジメント」では、ストレスを「心の荷物」に置き換える工夫によって理解が進み、熱心な話し合いが行われました。また、困ったときに相談をすることそのものが苦手な生徒が多いことから、養護教諭の説明により相談の方法やストレス対処の方法を学んでいます。こうした内容を全校生徒に対して、学習発表会の場で保健委員が工夫を凝らし、楽しく報告を行っています。

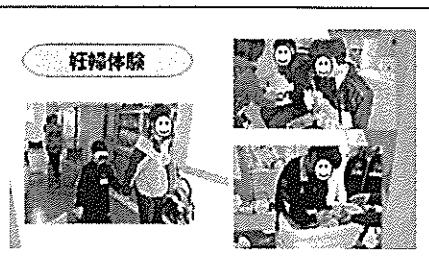
その他、外部講師による妊婦体験や、養護教諭による歯科指導も行っています。関連教科の授業では、問診票の書き方を練習したり、症状に合う病院の選び方を学習したりします。今後も自立と就労のための土台づくりとなる健康管理力の育成につながる学校保健活動を推進していきます。



就労準備性ピラミッド



ストレスマネジメント



妊婦体験

○ 横浜吉田中学校（中区）

外国籍や外国につながる生徒が 52% おり、言葉や文化の違いの中で、学校生活を送っています。こうした中で、ユニバーサルデザインに配慮した視覚教材など、保健面での指導も大変丁寧に進められています。特に、家庭への配布物、保護者対応、受診引率対応など、通訳や翻訳、ルビなど、個別の細やかな配慮が行われている学校です。

生徒の健康課題には、視覚的に分かりやすい資料や掲示物を工夫して、指導と啓発

いじめ防止対策推進法第 28 条第 1 項にかかる重大事態の対処について（報告）

1 新規案件

いじめ重大事態の調査主体について決定し、調査を始めますので、報告します。

■調査主体の決定（教育長委任事務）

教育委員会（附属機関：横浜市いじめ問題専門委員会調査） 1 件

■いじめ重大事態対処のための調査件数

（単位：件）

調査主体	校種	調査中	調査終了	合計
学校（専門的知識を有する第三者を加える）	小学校	3	2	5
	中学校	0	4	4
	高校	0	0	0
	特別支援学校	0	0	0
教育委員会（横浜市いじめ問題専門委員会）	小学校	4→5	3	8
	中学校	2	0	2
	高校	0	0	0
	特別支援学校	0	0	0
合計		9→10	9	19

件数はいじめ防止対策推進法施行後（H25～）

※新規 1 件

■参考 いじめ重大事態への対処

【いじめ防止対策推進法第 28 条第 1 項】

学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間（年間 30 日を目安）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
(附帯決議)
- 五 重大事態への対処に当たっては、いじめを受けた児童等やその保護者からの申立てがあったときは、適切かつ真摯に対応すること。

●いじめ重大事態の流れ●

